

上古・中古日本と古代中国の啞語彙位相における 「啞不能語」の定位

末森, 明夫
国立研究開発法人産業技術総合研究所

<https://doi.org/10.15017/4377795>

出版情報 : 障害史研究. 2, pp.99-110, 2021-03-25. Faculty of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

上古・中古日本と古代中国の啞語彙位相における 「啞不能語」の定位

Consideration of a Sentence
“建王啞不能語 (*tr. Takeru-no-Miko was Mute and Unable to Speak.*)”
by Using History of Words Related to the Deaf-Mute
in Japan and China in the Ancient and Middle Ages

末森 明夫

SUEMORI Akio / Ph.D. in Molecular Biology

(国立研究開発法人産業技術総合研究所)

(National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (AIST))

要 旨

本稿は上古・中古日本の文献および先秦より宋明期にいたる中国の文献にみる啞字彙・啞語彙の位相を対照し、唐代中期の啞語彙位相と上古・中古日本の啞語彙位相のずれに焦点をあて、その中に『日本書紀』「卷27天智天皇紀」にみる建王関連記述「啞不能語」の位置づけをはかった。その結果、「啞不能語」の「啞」は日本の文献において《不言》の意味で用いられた「啞」の最初期用例であると共に、《笑声》と《オフシ》という意味の二重性を内包する可能性が窺われた。

ABSTRACT

This paper focuses a Chinese character 啞 in a sentence, citing a deaf member of the imperial family in Japan, *Takeru-no-Miko*, in a historical chronicle “*Nihon Shoki*” on the basis of comparison between history of words related to the deaf-mute in Japan and China in the ancient and middle ages. The consideration suggests that the sentence was the earliest example as the 啞 meaning the deaf-mute observed in historical documents in Japan, and that the 啞 would be used as a polysemic word implying not only the deaf-mute but also smiling.

1 はじめに

障害史の研究において文字史料を渉猟するにあたり、不具語彙は障害者の描写に関する識別標識として重要な機能を担っている。しかし昭和時代後葉のいわゆる差別用語問題に対し、障害史研究に携わる者はいわゆる差別用語問題を超克することもできず、文字史料にみる不具語彙の言語変化や言語運用に関する通時的研究は停滞を余儀なくされた。

金杉ほか(2013)は言語変化や言語運用の通時的研究(=歴史言語学)における認知言語学的視座の導入を提唱している。認知言語学ないし認知構文論は、主体と客体という非対称的関係を超克し、言語運用に係わりのある対象すべての相互作用における認知能力と認知活動を基盤としている。そのような基盤は障害者が社会からどのように認知されてきたのか、障害者に関する社会的認知が不具語彙の変化にどのように作用したのか、さらに不具語彙の変化が障害者と社会の関係にどのような変化をもたらした

たのかといった障害史とも高い親和性を示す。そのような親和性は不具語彙史を通した障害史と認知言語学や認知構文論の連携ないし研究枠組みの共有化の可能性につながるものとも考えられる。

一方、日本の聴覚障害者の世界においては欧米の影響の下に平成時代以降、「『聾者』は手話を第一言語とする聴覚障害者である」とする見解が定着しつつある（山下 2014）。しかし【聾】という語は江戸時代末までは「日本語を第一言語とする『中途失聴者』や『難聴者』」を指す語であり、「手話を第一言語とする聴覚障害者」は【啞】と呼び慣わすのが一般的であった。しかし、このような近世以前の【聾】や【啞】の言語運用に関する知見が聾啞史や聾啞教育史関係者にすら十分には理解されていないため、近世以前の文字史料に記されている【聾】を「手話を第一言語とする聴覚障害者」であると誤解してしまう例が後を絶たない。また【啞】にしても、後述する「吞炭為啞」にみるような【啞】がどのような事象を指すのかという範疇の問題がある。このような状況を改善し、実証的考証を踏まえた聾啞史や聾啞教育史を確立していくためにも、認知言語学ないし認知構文論の視座の下に聾啞吃語彙史という領域を拡充することが望まれる。

末森・新谷（2015）、末森・高橋（2016a、2016b、2017）、末森（2017、2018a、2018b、2018c、2018d、2018e、2019、2020a、2020b）は奈良時代より織豊時代にいたる上古・中古・中世の日本の文献にみる聾啞吃語彙を博搜し、中世に【啞】の語義や用例が著しい多岐化を示すことを明らかにした。しかし不具語彙が記されている奈良時代の史料が著しく限られていることもあり、奈良時代の日本にみる啞語彙の位相は必ずしも十分には明らかにされていない。本稿では奈良時代に撰進された『日本書紀』『天智紀』にみる「啞不能語」という文に焦点をあて、啞語彙史に関する知見を投影することにより、奈良時代の日本にみる啞語彙の位相の可視化に資することを試みる。なお本稿では字自体（字体）を示すときは隅付確固【】で囲み、意味を示す語のときには二重山括弧《》で囲むものとする。

2 上古・中古の日本にみる啞語彙史

2.1 「啞不能語」

680年代（飛鳥時代）に始まった編纂事業を経て720年（奈良時代）に撰進された『日本書紀』には、啞であった建王（たけるのみこ）に関する記述が若干みえる。

『日本書紀』 卷26「斉明紀」 斉明4年（658年）5月

皇孫建王、年八歳薨。今城谷上、起殯而收。天皇、本以皇孫有順而器重之、故不忍哀傷極甚。

『日本書紀』 卷27「天智紀」 天智7年（668年）2月丙辰朔戊寅

立古人大兄皇子女倭姫王、爲皇后。遂納四嬪。有蘇我山田石川麻呂大臣女曰遠智娘、生一男二女、其一曰大田皇女、其二曰鷗野皇女、及有天下居于飛鳥淨御原宮、後移宮于藤原、其三曰建皇子、啞不能語。

なお「天智紀」の現存最古写本は院政時代書写の古本系統・北野本（兼永本）（図1a）であり、この他に卜部本を底本とする室町時代書写の釈道祥奥書本（図1b）や織豊時代書写の楓山本（図1c）がある。

『日本書紀』には建王の他に、言動の特性に《不言》が窺える人物として譽津別命（ホムチワケ／ホムツワケ）が挙げられるが、譽津別命は建王を投影したものとする説も多数ある（岡田 2013）。松延（2010）は建王や譽津別命の《不言》を論攷した文献を編輯し、建王ないし譽津別命の障害は聾啞ではなく自閉スペクトラム症候群ないし緘黙症であった可能性も紹介している。このような医学史や聾啞教育史ないし障害学の視座より現代社会における知見を「啞不能語」という行に投影し論考をはかった例は少なくない。しかし歴史言語学の視座より、上古・中古（飛鳥時代、平安時代、院政時代）における漢字音や字義・語義の日本的受容を啞語彙史に投影し、上古・中古日本にみる啞語彙位相の輪郭を捉え、そこに「啞不能語」を位置づけ、論考をはかるような

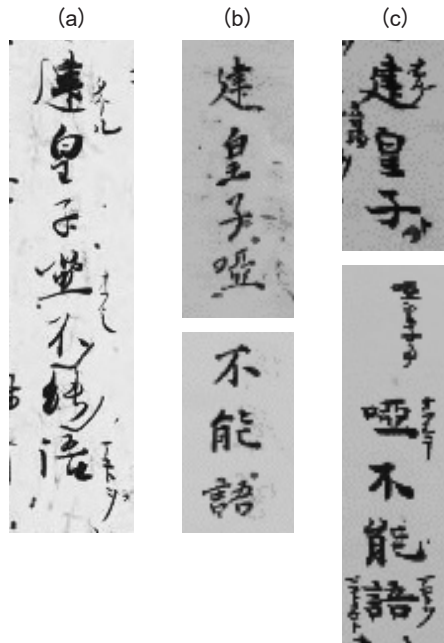


図1 『日本書紀』「卷27天智紀」写本群にみる「建皇子啞不能語」

(a) 兼永本、(b) 釈道祥奥書本、(c) 楓山本。

例は皆無に近い。

2.2 上古・中古日本の文献にみる啞字彙・啞語彙

《不言》を意味する啞字彙・啞語彙に含まれる漢字には【啞】の他に【瘖】【暗】【瘖】などがあり、いずれも和訓「ヲフシ」「オフシ」「オシ」などがあてられている。

平安時代初葉（810年代）に編纂された高山寺本『篆隸万象名義』は日本で編纂された現存最古の字書である。『篆隸万象名義』は標出字の配列を原本『玉篇』に倣った可能性が指摘されている他、標出字の語義を『説文解字』を始めとする古代中国文献に拠ったことが類推されているものの、仏典音義としての性格が強く表れている。この『篆隸万象名義』には標出字【瘖】【暗】【瘖】【啞】がみえる。しかし標出字【瘖】には語義《不言》が書かれているものの、標出字【啞】には語義《笑声》のみが書かれている（表1）。「啞不能語」が記されている『日本書紀』が撰進された8世紀初葉の約1世紀後に、日本で編纂された『篆隸万象名義』に載録されている標出字【啞】の語義が《笑声》とのみ記されている事象はどのように解釈すればいいのであろうか。『篆隸万象名義』に準拠し、『日本書紀』にみる「建王啞不能語」

は「建王は笑う（のみで）話すことができなかった」と解釈するのが望ましいのであろうか。

なお鎌倉時代初葉に真言宗系統仏教界で成立したものとみられている観智院本『類聚名義抄』にも標出字【瘖】【暗】【瘖】【啞】がみえるものの、各標出字の語義は『篆隸万象名義』とはかなり様相を異にしている。例えば標出字【啞】に附されている語義は《笑声》《失声》「オフシ」「コトドモリ」と多岐に涉っている（表1）。さらに南北朝時代に成立した天文本『字鏡抄』にみる標出字【啞】には語義《稚児の泣く声》も記されており、【暗】の語義との重複化がみられる他、江戸時代の『啞科雑方』（岩永之房 江戸時代後期）や明治時代の『こがね丸』にみる擬声語「啞」（王 2009）に連なる分岐点にもなっていることが窺われる（表1）。

一方、平安時代中葉（10世紀中葉）に成立した類書『和名類聚抄』の標出字に載録されている啞語彙は【瘖瘖】と【失声】に留まり、【啞】はみえない。院政時代（12世紀）に編纂された類書の色合いが濃い『色葉字類抄』は標出字【瘖瘖】や標出字【失声】に加えて【啞】も見えるものの、標出字【啞（ワラウ）】の類義字として載録されており、《不言》を意味する【啞】としては載録されていない。上古・中古日本にみる字書や類書は編纂にあたり既に出ている文献を編輯する形をとる例が多く、継承性が強い面があるにせよ、中古日本の字書や類書に《不言》を意味する語としての【啞】が載録されるには12世紀まで待たなければならなかったことが窺われる。

表1に示すように中世や近世には数多くの字書や類書の他に韻書なども編まれ、それらの写本が現在も数多く残っていることもあり、古代中国の漢字音や語義が日本社会にどのように受け入れられ、日本でどのように変化したのか、日本的受容の過程を辿ることができる。しかし上古・中古に成立した字書や類書のうち現存写本が存在するものは少なく、上古・中古日本にみる啞語彙位相の論攷には多くの困難が伴う。

ただ中古日本の文献には字書などの他に医書もあり、平安時代中葉（10世紀）に古代中国の医書を編輯し撰進した医書『医心方』（丹波康頼 984年）にも啞字彙がみえる。『医心方』諸本のうち現存最古の半

表1 中古・中世日本の字書や類書などにみる啞字彙・啞語彙

文 献	記 述
高山寺本『篆隸万象名義』 (平安時代前期)	【瘖】 不言 【喑】 大呼 【瘖】 瘖、吞炭為瘖 【啞】 笑声
天治本『新撰字鏡』 (平安時代中期)	【瘖】 崩也。痲也。 【喑】 啡也。喑也。大呼也。於不志。 【瘖】 瘖也。 【啞】 -
尊経閣本『和名類聚抄』 (平安時代中期)	【瘖瘖】 不能言也。 【失声】
観智院本『類聚名義抄』 (院政時代・鎌倉時代初葉)	【瘖】 オフシ、ヒロシ、ホオム、喑。 【喑】 ナク、サケブ、瘖。 【瘖】 オフシ、コトドモリ、正字啞。 【啞】 关声 (= 咲声 = 笑声)、失声、オフシ、ツイフ、コトドモリ。 【瘖瘖】 オフシ。
尊経閣本『色葉字類抄』 (院政時代中葉)	【瘖瘖】 【失声】 【亞】 瘖 【啞】 ワラウ 【啞】 重点
天文本『字鏡抄』 (南北朝時代)	【瘖】 ヲフシ、サケブ、ナク、キハメテナクコエ、マミシテナク、ニヲフ、ヨハシ、喑。 【喑】 ヲフシ、サケブ、ナク、キハメテナクコエ、マミシテナク、ニヲウ、瘖。 【瘖】 ヲフシ、コトドモリ、啞。 【啞】 オフシ、コトドモリ、チゴノナクコエ、ワラフ、ツクフ、ニクム、瘖。
浅野樸堂本『聚分韻略』 (室町時代)	【啞】 上声 不言。 【啞】 去声 鳥声。 【啞】 入声 笑声。
『啞科雑方』	啞科 (= 小児科)
『こがね丸』(巖谷 1891)	六才ばかりなる稚児の、余念なく遊びみたるを、過失ちて蹴倒せば、 <u>忽啞</u> (わっ) と泣き叫ぶ。

井家本『医心方』(30巻)には【瘖】が延べ字数30字以上みえるのに対し、【瘖】は延べ字数5、【啞】は延べ字数3字しかみえない(末森 2018d)。すなわち古代中国の医書にみる啞字彙は【瘖】が主流であることが窺われる。

一方、半井家本『医心方』にみる【啞】は《不言》という意味で用いられている例は皆無であり、「葛氏方治卒中冷声嘶啞方」の「嘶啞」は《かすれ声》という意味を持つ語である。

『医心方』治中風声嘶方第十二
《病源論》云、声嘶者、風冷傷。於肺之所為也。
葛氏方治卒中冷声嘶啞方。
《病源論》云、人有好啞米、転久弥嗜啞之、若不得米、則胸中清水出、得米服水便止、米不消化。

また「治卒中冷声嘶啞方」にみる【啞】には「作瘖又作啞音為下及不言也」という註が加点されているものの、院政時代に加点されたものであり、【啞】という字が当時の大学においてもなじみの薄いものであったことを窺わせている。

奈良時代に編まれた『養老律令』(757年)の「戸令」には不具の分類に言及した〈目盲条〉があり、啞語彙の【瘖】がみえる。

『養老令』「戸令」〈目盲条〉

凡一目盲。両耳聾。手無二指。足無三指。手足無大指。秃瘡無髮。久漏。下重。大瘰癧。如此之類。皆為殘疾。癡。瘖。侏儒。腰脊折。一支癱。如此之類。皆為癱疾。惡疾。癲狂。二支癱。両目盲。如此之類。皆為篤疾。

井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注(1977)
『日本思想体系 律令』岩波書店. <http://kanseit-aihan.seesaa.net/article/162656076.html>

昨今は【癡】は知的障害者、【瘖】は発声障害者というように【癡】と【瘖】は明確に異なるものとする認識が定着し、「癡。瘖。」と分かち書きする。しかし近世以前の『令義解』の写本群では「癡」と「瘖」の間には堅線がみえる例が多い(図2)。すなわち近世以前は「癡狂」や「侏儒」と同じように、【癡】と【瘖】は通底する概念を内包する語同士による類義語並列構造をもつ複合語であると認識されていたことが窺われる(末森2015)。

現在は先天性重度聴覚障害児が適切な医学的配慮および聴覚障害児教育(=聾教育)を受けられなかった場合、言語障害を伴う知的発達遅滞が生じることが明らかになっている。また昭和時代前期においてすら精神病院に長期入院させられている聾啞者は珍しいものではなかった(當間2012)。「瘖」を始めとする啞語彙が単に《不言》だけを意味する語彙ではなく【癡】と通底する概念を包摂する語として「癡瘖」という複合語を形成していた事象も上古・中古日本に見る啞語彙位相として認めることができる。

すなわち上古・中古は【啞】が内包する概念が必ずしも明示化されておらず、不具に関するさまざま

な概念が未分化の状態であった可能性もある。これは後述するように《笑》や《泣》のような声のみで話し言葉を伴わない感情の表出と《不言》が概念編制的に地続きになっており、文脈に応じて個々の意味が外在化する言語変化を示唆しているものとも考えられる。

3 古代中国の文献にみる啞字彙・啞語彙

前章では上古・中古日本の文献にみる啞字彙・啞語彙の主な例を俯瞰した。また先述のように『篆隸万象名義』は『説文解字』や原本『玉篇』など古代中国の文献に拠ること多大であった。では『説文解字』や原本『玉篇』を始めとする古代中国の文献にみる啞字彙や啞語彙の位相はどのようなものであったのだろうか。

2世紀に成立したと言われている『説文解字』『釈名』と6世紀に成立した原本『玉篇』にみる啞字彙や啞語彙を表2に示す。表2からは1世紀の頃は【啞】は《笑声》を意味する擬声語の色合いが濃いものであり、《不言》を意味する語としてはあまり用いられなかった可能性が高いことが窺われる。また天文本『字鏡抄』標出字【啞】にみる語義《稚児の泣く声》は『説文解字』の標出字【暗】の釈文に遡及し得ることも窺われる。しかし『説文解字』には【瘖】はみられず、【啞】と【瘖】がどのような関係にあったのかは不明な点が多い。一方、原本『玉篇』零本には【暗】が【諳】の通假字、【啞】が【誼】の通假字である旨が紹介されている。

字書の他に不具語彙が多くみられる古代中国文献のうち主なものを表3に示す。『国語』『晋語』(小方2017)や上博楚簡『容成氏』(竹田2004、李2005)には【囁】【喑】【暗】が【瘖】の通假字として用いる例が窺えるものの、全体としては《不言》を意味する啞字彙や啞語彙として【瘖】が用いられる傾向があることが窺われる。

先述の『篆隸万象名義』の標出字【瘖】には用例「吞炭為瘖」が記されている。古代中国の故事に由来する四字熟語は数多あるものの、その中に「漆身吞炭」というものがある。「漆身吞炭」は『史記』(司馬遷編)の《列伝》《刺客列伝》に載録されているが、



図2 『令義解』「癡瘖」釈文

【瘖瘖】謂不患為瘖、不語為瘖也。(国会図書館デジタルアーカイブ)

表2 古代中国字書にみる不具語彙

文 献	障害関連記述
『説文解字』 〔東漢〕100年-121年 許慎著	《卷五隹部》【雁】鳥也。从隹，瘖省聲。或从人，人亦聲。 《卷八疒部》【瘖】不能言也。从疒音聲。 《卷三口部》【喑】宋齊謂兒泣不止曰喑。从口音聲。 《卷三口部》【啞】笑也。从口亞聲。《易》曰「笑言啞啞。」
『釋名』 〔東漢〕190年-210年	《釋疾病》【瘖】啞然無聲也。 《釋首飾》【瑱】鎮也。懸當耳旁，不欲使人妄聽，自鎮重也。或曰充耳，充，塞也，塞耳亦所以止聽也。故里語曰：「不瘖不聾，不成姑公。」
原本『玉篇』零本 『古逸叢書』11	【諛】於含反東觀漢記園陵樹孽皆諛其數廣雅云諛諷也埤蒼誦也説文大聲也或為喑 【諛】於路反説文相毀也野王案在左氏傳兩相諛是也又曰亦云畏諛也野王案礼記孔子曰如惡惡臭君臨喪以巫祝桃茢惡之今亦惡字在心部聲類亦啞字也啞笑兒也在口部

表3 古代中国文献にみる不具語彙

文 献	障害関連記述
『礼記』「王制篇」 (肖 2008、張 2011)	少而无父者謂之孤、老而无子者謂之独、老而无妻者謂之矜、老而无夫者之謂寡。此四者、天民之窮而无告者也、皆有常餼。瘖聾、跛躄、斷者、侏儒、百工各以其器食之。
『管子』「入国篇」 (原 1991)	所謂养疾者、凡国、都皆有掌养疾、聾、盲、喑啞、跛躄、偏枯、握漣、不耐自生者、上收而养之疾官、而衣食之、殊身而后止。
『容成氏』 (李 2005)	於是乎、喑聾執燭、矇瞽鼓瑟、跛躄守門、侏儒為矢、長者占宅、倭者攻璆、癯者煮塩、疣者漁沢、漿棄不獮。於是乎、喑、聾、跛、眇、癯、疴、僂、始起也。
『国語』「晋語」 (小方 2017)	遽蔭不可使俯、戚施不可使仰、樵僂不可使举、侏儒不可使援、矇瞍不可使視、嚚瘖不可使言、聾聵不可使聽、童昏不可使謀。(中略)对曰、官師之所材也。戚施直鑄、遽蔭蒙璆、侏儒扶盧、矇瞍修声、聾聵司火、童昏嚚瘖樵僂、官師之所不材也、以实裔土。
『趙尹韓張兩王伝』	因瘖不能言
『孝宣皇帝紀』	因失瘖不能言

『戦国策』（編）の《趙策》《晋畢陽之孫予讓》にも同じ故事が載録されている。

古代中国文献の電子データベースとして知られている website 『中国哲学書電子化計画』で「吞炭為啞」を検索すると、『史記』や『戦国策』を始めとする文献が見つかる。

『史記』《列伝》「刺客列伝」

居頃之、予讓又漆身為厲、吞炭為啞、使形状不可知、行乞於市。其妻不識也。行見其友、其友識之、曰「汝非予讓邪？」曰「我是也。」其友為泣曰「以子之才、委質而臣事襄子、襄子必近幸子。近幸子、乃為所欲、顧不易邪？何乃殘身苦形、欲以求報襄子、不亦難乎！」予讓曰「既已委質臣事人、而求殺之、是懷二心以事其君也。且吾所為者極難耳！然所以為此者、將以愧天下

後世之為人臣懷二心以事其君者也。」

『戦国策』《趙策》「晋畢陽之孫予讓」

趙襄子曰「彼義士也、吾謹避之耳。且知伯已死、無後、而其臣至為報讎、此天下之賢人也。」卒積之。予讓又漆身為厲、滅須去眉、自刑以變其容、為乞人而往乞、其妻不識、曰「状貌不似吾夫、其音何類吾夫之甚也。」又吞炭為啞、變其音。其右謂之曰「子之道甚難而無功、謂子有志則然矣、謂子智則否。以子之才、而善事襄子、襄子必近幸子、子之得近而行所欲、此甚易而功必成。」予讓乃笑而応之曰「是為先知報後知、為故君賊新君、大乱君臣之義者無過此矣。凡吾所謂為此者、以明君臣之義、非從易也。且夫委質而事人、而求弑之、是懷二心以事君也。吾所為難、亦將以愧天下後世人臣懷二心者。」

検索した文献をみると、『史記』では「予讓又漆身為厲、吞炭為啞、使形状不可知。」、『戦国策』では「吞炭為啞、変其音」、という文になっている。『史記』は紀元前91年頃に成立したとみられており、『中国哲学書電子化計画』における『史記』の底本は数多の諸本を校合した乾隆帝の欽定になる『武英殿本二十四史』（殿本）である。したがって原本『史記』でも【啞】が用いられていたのかという問題や、『説文解字』や『釈名』の標出字【啞】にみる字義との整合性の問題は残る。

さらに「吞炭為啞」という漢文は「炭を吞んで声が出ないようにして」「炭を吞んで喉をつぶして」「炭を吞んで声が出ないように啞のふりして」「炭を吞んで声を変えた」というように、さまざまな邦訳文がある（末森 2021）。しかし【啞】は《不言》を意味する語であり、それは「声を出さない（声を出すことができない）」ことを意味するものと考えられるならば、予讓が「啞になった」あとも知人と会話をかわしていることとは矛盾する。この場合、知人とは筆談や身振りで会話をかわした可能性もあるものの、予讓は啞になったあとも声で会話をかわすことはできたとみるほうが自然であろう。すなわち予讓にみる【啞】は《声を出さない（声を出せない）》という意味ではなく、《声の質が変わった》という意味で捉えたほうが自然であることが窺われる。このように「吞炭為啞」にみる【啞】は、そもそも予讓は炭を吞んだ結果どのような状態になったのかという【啞】の医学的事象自体を問うことになる。原本『史記』に書かれていた字が【啞】だったのか、それとも【瘖】ないし【瘖】だったのかという問題は残るにせ

よ、当時の啞字彙や啞語彙が現在のように《声を出さない（声を出せない）》という限定的な意味合いではなく、《発音明瞭度が低い声》のような事象をも含む多義的な語であった可能性も射程に捉えていくことが望まれる。

辞書、類書や史書の他に漢訳仏典にも多くの啞語彙を認めることができるものの、【瘖】【啞】【瘖】【啞】の併用など啞字彙や啞語彙の著しい揺れがみられる。慧林（783-830）は『一切経音義』の標出字【瘖羊】の釈文で「【啞】の発音（声母・韻母）は【厄】であり【瘖】とは発音が異なり、（経典に書かれている）本来の義とは異なる。」と書いており（表4）、唐代中葉（8世紀）には【瘖】と【啞】の混同ないし併用が広く見られたことが窺われる。

『漢字古今音資料庫』（<https://xiaoxue.iis.sinica.edu.tw/ccr>）を用い、【瘖】【啞】【瘖】【啞】【厄】の又切、声母や韻母をみると、隋唐の頃には【瘖】と《不言》を意味する上声【啞】が同音になっている一方、《笑声》を意味する入声【啞】は発音や声調が異なることが窺われる。ただ【啞】が声調や発音の派生的変化に伴い【瘖】の通仮字として使われるようになったのか、あるいは【啞】が【瘖】とは独自に声調や発音の派生的変化に伴い《不言》の意味を持つようになったのかについては不明な点が多い。

啞字彙や啞語彙の他に「啞不能語」という文自体を検索句として『中国哲学書電子化計画』や『SAT大正新脩大藏経テキストデータベース』を検索した。その結果を表6に示す。慧林が編纂した『一切経音義』（＝『慧林音義』）では【瘖瘖】【瘖啞】【啞瘖】【啞啞】のうち、【瘖瘖】が最も多かったものの、【啞

表4 『慧林音義』にみる「瘖羊」釈文

文献	典 拠	標出字	釈 文
卷18	十輪経卷第5	瘖羊	鷄賈反埤蒼云瘖瘖也。案瘖者雖有声而無言語舌不轉也。亦舌轉也。
卷30	宝雨経10卷第3卷	瘖羊	鷄雅反埤蒼云瘖瘖也。考声云瘖不得言也。説文從疒亞声経作啞音厄非経義也。
卷72	阿毘達磨顯宗論第18, 19, 20卷	瘖羊	上鷄雅反埤蒼云瘖瘖也。考声云瘖謂不得言也。亦作瘖。説文從疒亞声疒音女厄反也。
卷22	経卷第49 普賢行品第36卷	口如啞羊障	啞於雅反不能宣説大乘妙義名為啞羊障。大智度論第三云亞羊僧者謂雖不破戒鈍根無慧不別好醜不知輕重不知有罪若有僧事二人共諍不能斷決默然無言譬如白羊乃至人殺不能作声是名啞羊僧。

表5 啞語彙の声調、又切、声母、韻母、釈文

字	声調	反切 (『広韻』)	先秦 (王力系統)		隋唐 (王力系統)		釈文
			声母	韻母	声母	韻母	
瘖	平		0	iəm	0	iəm	『広韻』瘖瘖文子曰臯陶瘖。
喑	平	於含 / 於禁	0	iəm	0	iəm	『広韻』瘖瘖。極喑無聲。
喑	平	於禁 / 於金	0	əm	0	əm	
喑	去	烏含 / 於金			0	iəm	『広韻』喑喑歎也。聲也。
瘖	上	烏下			0	a	『広韻』瘖。
啞	上	乙革 / 於嫁 / 烏格	0	ea	0	a	『広韻』不言
啞	去	烏格 / 於革 / 烏下			0	a	『広韻』烏声
啞	入	烏下 / 於革 / 衣嫁	0	eak	0	ək	『広韻』笑声
啞	入	烏格 / 烏下 / 衣嫁			0	æk	
厄	平	五果			ŋ	ua	
厄	入				0	æk	

啞】も少なくとも、8世紀には既に【瘖】と【喑】、【瘖】と【啞】の混同ないし併用が露わになっていたものと考えられる。

『中国哲学書電子化計画』では「瘖不能言」、『SAT大正新脩大藏經テキストデータベース』では「瘖不能言」という文が優勢であり、「啞不能語」は1件しかみつからず、『中国哲学書電子化計画』では「瘖不能言」、『SAT大正新脩大藏經テキストデータベース』

では「瘖不能言」が優勢であることが窺われた(表6)。このような予備的 text mining をおこなったところで、直ちに『日本書紀』にみる「啞不能語」は誤字であるとか、和臭漢文であると判断することはできない。しかし「啞不能語」という文が古代中国文献や漢訳仏典にはあまりみられないものであることは確かである。

表6 『中国哲学書電子化計画』『SAT大正新脩大藏經テキストデータベース』における啞語彙および啞関連句の延べ字数ないし延べ語数

	『中国哲学書電子化計画』				『SAT大正新脩大藏經テキストデータベース』	
	先秦漢	魏晉南北朝	隋唐	宋明	『慧林恩義』	『大藏經』
瘖	57	0	2	42	36	459
喑	39	5	9	35	25	115
瘖	0	0	0	3	52	831
啞	40	4	14	117	42	750
瘖瘖	0	0	0	2	7	278
瘖啞	0	0	0	4	0	60
喑瘖	0	0	0	0	1	3
喑啞	2	0	1	6	3	21
瘖不能言	4	0	0	5	1	2
瘖不能語	0	0	0	0	0	0
喑不能言	1	0	0	2	0	0
喑不能語	0	0	0	0	0	0
瘖不能言	0	0	0	0	1	14
瘖不能語	0	0	0	0	0	1
啞不能言	0	0	0	0	0	2
啞不能語	0	0	0	1	0	0

4 上古・中古日本にみる啞語彙の位相における「啞不能語」の位置づけ

上古・中古日本の字書を始めとする文献にみる啞字彙や啞語彙の位相を通時的に整理すると、720年に撰進された『日本書紀』にみる「啞不能語」、9世紀初葉に編纂された『篆隸万象名義』にみる【啞】の語義《笑声》、9世紀末に編纂された『新撰字鏡』にみる【啞】の訓読「於不志」や【瘖】の類義字【瘖也】、10世紀前葉に成立した『倭名類聚抄』にみる【瘖瘖】、そして13世紀初葉以前に編纂された観智院本『類從名義抄』にみる【啞】の語義「オフシ」という主な言語事象を含む流れをみることができる。11～12世紀に啞語彙位相がどのように変化したのかを窺うことができる史料が少ない点が惜しまれる他、字書や類書にみる強い継承性のため字書や類書にみる記述が当時の言語位相をどこまで反映しているのかは判断しがたい面も多分にあることを考慮しなければならない。しかし日本においては、院政時代初葉（10世紀後葉）までは【啞】が啞語彙の主要字として認識されることはなかったものとみなしても差し支えはないであろう。

一方、古代中国の文献にみる啞字彙や啞語彙の位相に目を転じると、『説文解字』、原本『玉篇』、『慧林音義』などより、以下のような啞字彙や啞語彙の位相の変化が窺える。すなわち魏晉南北朝時代後葉（5～6世紀）までは【啞】の語義は《笑声》が優勢であったか、語義の多岐化が初期の段階にとどまっていたものの、隋唐時代の初期（7世紀）には『切韻』が示すような四声（平・上・去・入）体系による中古音が大きく変わり始め、唐時代中期（9世紀）の秦音では【啞】の語義が上声《不言》、去声《鳥声》、入声《笑声》のように声調および発音により区別されるようになったものと考えられる。そして上声【啞】と【瘖】が同音になることにより、【啞】と【瘖】の併用ないし【瘖】の【啞】への置換が促進されることになったものとも考えられる。

日本の漢字音（呉音、漢音、新漢音、宋音、唐音など）の変遷においては、唐時代中期の秦音が留学生や招聘僧を始めとする日本と中国の交流を通して、

日本の漢字音における主流でもある日本漢音として受容されてきた。この例に倣うならば、唐時代中期（9世紀）にみる【啞】の語義の多岐化や【瘖】【啞】【瘖】【啞】を始めとする啞語彙の位相は、上古・中古（7世紀～12世紀）の日本の博士界、仏教界、医家界にどのように受容されてきたのであろうか。

日本と中国にみる啞語彙の位相の対照からは、古代中国では8世紀には【啞】の音韻変化に伴う多義化が再構されたにも拘わらず、日本語の仮名体系に日本的受容された【啞】の多義性が日本の字書に11世紀に確認されるようになるまでには数世紀の時間差を要したことが窺える。このような視座に立つと、『日本書紀』にみる「啞不能語」は8世紀前葉に出現したという点において、日本にみる啞語彙位相における特異点の様相を色濃く帯びたものになる。

森（1999、2011）は『日本書紀』の各巻を唐代北方音や正格漢文が多く認められるα群（巻14-21、24-27）と倭音や倭臭漢文が多くみられるβ群（巻1-13、22-23、28-29）に分類し、α群は持統朝に中国人、β群は文武朝に日本人が編集したものとみなす見解を発表した。ただ笹川（2012）はα群も文武朝以降に編纂された可能性に言及している。また沼本（2013）はα群の万葉仮名にみる唐代北方音には鼻音が濁音字に用いられたものが少なく、鼻子音の消失の進行度が初期段階に留まっていることが推定されるなど、古層（魏晉南北朝後葉）の漢音が窺えることを明らかにしている。

ちなみに「啞不能語」がみえる「天智紀」はα群に属する。隋唐時代の初期（7世紀）には既に上声【啞】と【瘖】の同音化が始まり、【啞】を《不言》の意味で用いることも珍しいものではなくなっていたと考えるならば、7世紀末ないし8世紀初葉に「天智紀」を書いた中国人が「啞不能語」と記したとみなしても不自然ではあるまい。

なお『日本書紀』は撰進されたあとも、「日本紀講筵」という公的行事の下に訓読や解釈に関するさまざまな知見の蓄積がはかられた。『日本書紀私記』諸本には「啞不能語」に関する行はないものの、講筵において「啞不能語」の解釈に話が及んだとき、講師や受講生たちはどのように考えたのであろうか。平安時代中期までは《不言》を意味する【啞】が載

録された字書や類書が見当たらないことを考えれば、9世紀におこなわれた講筵（弘仁・承和・元慶）では『篆隸万象名義』のような当時の字書や類書に準拠する形で「建王啞不能語」を「建王は笑う（のみで）話すことができなかつた」と解釈する受講者もいたことも考えられる。それに対して講師は《不言》の意味を持つ【啞】の例を紹介したかもしれない。このような講筵における問答を通して、「啞不能語」にみる【啞】の多義性が後景化し、建王は啞であったという言説が定着したのであろう。

もっとも秦音の日本への伝播においては、秦音にみる細かな音韻変化や声調変化が、日本語の仮名体系において可視化されることなく消えていった例も多い。そのような事象は啞語彙にもみられ、観智院本『類聚名義抄』の標出字【啞】（表1）にさまざまな語義や訓読みが書かれているのは典型的な例であろう。ただ『聚分韻略』のような韻書にみる啞語彙は『広韻』に忠実に中古音韻体系にみる声調の区別を守っている（末森 2018c）。観智院本『類聚名義抄』の標出字【啞】に「笑声」と「オフシ」が併記されているような言語事象（表1）を「建王啞不能語」に投影することはできるだろうか。

『日本書紀』には《不言》が窺える人物として、建王の他に素戔鳴尊（スサノヲノミコト）と譽津別命

（ホムチワケ／ホムツワケ）の2人が挙げられる。表7に素戔鳴尊と譽津別命に関する行を示す。

素戔鳴尊が記されている「巻1」や譽津別命が記されている「巻6垂仁紀」はβ群に属する。素戔鳴尊に関する記述には「哭泣」「啼泣恚恨」、譽津別命に関する記述には「泣如兒、常不言」という行がみえる（及川 1997）。また阿遲須枳日子（アヂスキタカヒコ）に関する記述にも譽津別命に酷似する文脈「夜昼哭きまして、み辞通はざりき」がある（伊沢 1988）（表1）。すなわち素戔鳴尊、譽津別命や阿遲須枳高日子の《不言》に関する記述は《泣（≡哭／啼）》に関する記述と《不言》に関する記述が並列的に置かれた文脈という点で共通している。

譽津別命にみる「猶泣如兒、常不言」と建王にみる「啞不能語」を対照したとき、「啞不能語」の【啞】に掛詞のように「笑声」と「オフシ」という意味の二重性を持たせると共に、「笑声」という意味を言外に示すことにより、《笑》と《不言》の並立的構文にすると共に「齊明紀」にみる「皇孫有順而器重之」との整合性をはかったとみることもできよう。

5 まとめ

本稿は上古・中古日本の文献および先秦より宋明

表7 素戔鳴尊、譽津別命、阿遲須枳高日子に関する記述

人物	文献および記述
素戔鳴尊	『古事記』「別天神五柱 神世七代」 速須佐之男命、不知所命之國而、八拳須至于心前、啼伊佐知伎也。 『日本書紀』「第一卷 神代上」 次生素戔鳴尊。一書云「神素戔鳴尊、速素戔鳴尊。」此神、有勇悍以安忍、且常以哭泣爲行。 （中略）是時、素戔鳴尊、年已長矣、復生八握鬚髯、雖然不治天下、常以啼泣恚恨。
譽津別命	『古事記』「中三 垂仁天皇記」 然、是御子、八拳鬚至于心前、眞事登波受。 『日本書紀』「第六卷 垂仁天皇紀」 后生譽津別命、生而天皇愛之、常在左右、及壯而不言。（中略）詔群卿曰「譽津別王、是生年既卅、鬚鬚八掬、猶泣如兒、常不言、何由矣」因有司而議之。
阿遲須枳高日子	『出雲風土記』「神門部」〈高岸郷〉 天の下造らし大神の御子、阿遲須枳高日子命、甚く夜昼哭きましき。 『出雲風土記』「神門部」〈三澤郷〉 大神大穴持ち命の御子、遅須枳高日子命、御須髮八握に生ふるまで、夜昼哭きまして、み辞通はざりき。

期にいたる中国文献にみる啞字彙・啞語彙の位相を対照し、唐代中期の啞語彙位相と上古・中古日本の啞語彙位相のずれに焦点をあて、その中に『日本書紀』「卷27天智天皇紀」にみる建王関連記述「啞不能語」の位置づけをはかった。その結果、「啞不能語」の「啞」は日本文献において《不言》の意味で用いられた「啞」の最初期用例であると共に、《笑声》と《オフシ》という意味の二重性を内包する可能性が窺われた。

ただ「啞不能語」は原本『日本書紀』では「啞不能言」と書かれており、奈良時代および平安時代に書写を重ねることにより「啞不能語」に書き換えられた可能性も皆無ではないが、本稿では原本でも「啞不能語」と書かれていたという前提の下に論考を進めた。「啞不能語」が奈良時代や平安時代における書写の過程で書き換えられた可能性については、更なる検証が望まれよう。また聾啞語彙がみえる奈良時代の史料は『日本書紀』の他は『正倉院文書』などに限られており、更なる史料の発掘が望まれる次第でもある。

参考文献

- 伊沢正俊 (1988) 「ホムチワケ・アヂスキタカヒコ説話の考察」『専修国文』43: 103-128
- 巖谷小波 (1891) 『こがね丸』博文館。
- 小方伴子 (2017) 「関脩齡『国語略説』に於ける『国語』道春点改訓の試みとその講述表現」『日本漢文学研』12: 1-26.
- 及川智早 (1997) 「『古事記』中巻に載る本牟智和氣御子説話について——鶴の「音」を聞くことと見ること」『古事記年報』39: 136-151.
- 岡田英弘 (2013) 「『日本書紀』はどのように創られたか(最終回)——ホムツワケ皇子は建皇子」『新潮45』32(6): 254-261.
- 岡山準 (1935) 「日本聾啞史稿」『東京聾啞学校紀要 第二輯』1-36.
- 王瑜 (2009) 「巖谷小波『こがね丸』論」『同志社国文学』71: 28-39.
- 金杉高雄・岡智之・米倉よう子 (2013) 『認知歴史言語学』くろしお出版.
- 笹川尚紀 (2012) 「『日本書紀』編修論序説」『史林』95(5): 719-749.
- 肖放 (2008) 「中国古代における障害者福祉思想の形成とその特徴に関する一研究——律令による障害者規定までの古代福祉思想をめぐって」『広島大学大学院教育学研究科紀要』57: 137-143.
- 末森明夫 (2015) 「『養老令』『戸令』〈目盲条〉の障害関連語彙に関する認知意味論的考察」障害学会第12回大会。
- (2017) 「『而聾啞如羊鳴。常以手語。不能知説善惡之義。』攷——原始仏典における聾啞態概念編制」『手話学研究』26: 25-52.
- (2018a) 「『聾啞方言地図』の布置——聾啞方言の音韻変化および概念編制」『歴史言語学』7: 1-16.
- (2018b) 「古代・中世日本の仏典音義における聾啞吃語彙」『聾史会報』55: 12-14.
- (2018c) 「『聚分韻略』諸版の聾啞吃字彙における字訓字音の変遷」『聾史会報』55: 15-24.
- (2018d) 「『医心方』における聾啞語彙」『聾史会報』56: 11-20.
- (2018e) 「日本古代仏教説話集における聾啞語彙」『聾歴史研究』76: 33-39.
- (2019) 「『ものいわず』の形式・意味・用法の拡張における異界メタファー」『聾史会報』59: 21-27.
- (2020a) 「中古中世字書における聾啞吃字彙の受容と変容——聾概念と啞概念の独立性、啞概念と吃概念の連続性」『ろう教育科学』62(1): 13-24.
- (2020b) 「『晒』は「啞」の異体字か? ——『龍龕手鑑』における異体字群」『聾啞史会報』64: 24-26.
- 末森明夫・新谷嘉浩 (2015) 「キリシタン版対訳類書群における聾啞関連語彙」『国語語彙史の研究』34: 261-278.
- 末森明夫・高橋和夫 (2016a) 「聾啞概念編制史の地平——論文「日本聾啞史稿」の考察を通して」『歴史言語学』5: 39-53.
- ・高橋和夫 (2016b) 「高宗諒陰三年不言」攷——障害学的視座による再検証」『人文』14: 137-148.
- ・高橋和夫 (2017) 「狂言台本における聾啞語彙表記の変容」『国語語彙史の研究』36: 193-208.
- 竹田健二 (2004) 「戦国楚簡『容成氏』と身体障害者」『福祉文化』3: 82-75.
- 張薇 (2011) 「古代中国における障害者観」『金城学院大学大学院人間生活学研究科論集』11: 25-30.
- 當間正敏 (2012) 「東京府巢鴨病院の記録に残る聾患者」『関東聾啞史研究会会報』1: 9.
- 土橋寛 (1976) 『古代歌謡全注釈(日本書記編)』KADOKAWA.
- 沼本克明 (2003) 「日本漢音」『日本中国語学会第53回全国大会予稿集』9-24.
- 原宗子 (1991) 「古代中国の“福祉”と人権——『管子』入国篇をめぐって」『調査研究報告』23: 45-61.
- 松延秀一 (2010) 『建王(タケルノミコ)論——「啞」だった、天智の子』自費出版.
- 森博達 (1999) 『日本書紀の謎を解く 述作者は誰か』中央公論新社.

—— (2011) 『日本書紀成立の真実 書き換えの主導者は誰か』 中央公論新社.

山下恵理 (2014) 「deafness' をめぐる言説空間——視覚文化論の視点から—— Nicholas Mirzoeff, *Silent Poetry: Deafness,*

Sign and Visual Culture in Modern France (1995) を読む」 『Quadrante』 16 : 283-289.

李承律 (2005) 「上海博物館蔵戦国楚竹書『容成氏』 訳注(上)」 『出土資料と秦楚文化』 2 : 27-128.